

日本比較政治学会 ニューズレター

Japan Association for Comparative Politics

No. 32 March 2014

-
- | | |
|-----------------------------------|-------------------|
| * 企画委員会から
2014年度研究大会プログラム (予定) | * 2014年度総会・規約等改正案 |
| * 年報編集委員会から
年報第17号の論文募集 | * 第48回理事会報告 |
| * 選挙管理委員会から | * 先端研究の現場から (8) |
| | * 会員の異動 |
| | * 事務局からのお知らせ |
-

2014年度研究大会プログラム (予定)

2014年6月28・29日 於東京大学

* 開催時刻、時間割などは素案ですので、報告者の都合等による変更の可能性があります。
* パネルの趣旨、報告題目などは、現時点では仮題であることを、ご了承下さい。

6/28(土) 午後1:30~3:30

分科会A「政治学における質的比較分析 (QCA)の実践」

趣旨: 本分科会では、日本の政治学ではまだ馴染みの薄い質的比較分析(QCA: Qualitative Comparative Analysis)を紹介し、比較政治における実践例を踏まえて、その有用性について考察する。質的比較分析(QCA)は、ある現象を引き起こす条件の組み合わせをブール代数のアルゴリズムにより縮約化し、「結果」に至るまでの「条件」群の共起関係を解明する分析手法である。近年、計量分析においても変数間の交互作用を分析することの重要性が認識されつつあるが、質的比較分析(QCA)は、条件群の組み合わせをブール代数やファジィ集合により導くことができる点が魅力である。質的比較分析(QCA)の近年における普及の背景には、スタンダードな英語テキストの出版(Rihoux & Ragin, Configurational Comparative Methods, Sage, 2008; Schneider & Wagemann, Set-Theoretic Methods for the Social Sciences, Cambridge UP, 2012)や国際的な研究者ネットワークの整備(COMPASSS: <http://www.compass.org/>)があるが、日本の政治学への波及はいまだ限定的である。本分科会では、政治学におけるQCAの実践例の報告を通じて、QCA

Aが経験科学の方法論であると同時に、複数の因果経路の特定に適した方法であることを明らかにしたい。

- 司会 日野愛郎 (早稲田大学)
報告 上谷直克 (アジア経済研究所)・岡田勇 (京都大学)「抗うのか、甘受するのか—反鉱物資源開発運動の発生条件について」
藤田泰昌 (長崎大学)「国際制度デザインを左右する要因群」
新川匠郎 (上智大学・ベルリン自由大学大学院)「公的な政党間合意を取り付ける政権のQCAを通じた再類型化: ドイツとオーストリアの州における政権成立の分析過程で」
討論 石田淳 (大阪経済大学)

自由企画1「東南アジア諸国におけるアカウントビリティ・メカニズムの登場と民主化への影響」

趣旨: 民主化研究の主たる関心事はその質の向上へと移行している。政府による効率的な公共サービスの提供、汚職、有権者に対する政府の応答性などの対策を目的としたアカウントビリティ・メカニズムが注目されるようになった。その主体としては、国家や国際機

関、国内独立機関に加えNGO、メディアなどが想定される。民主化途上の国においては、アカウントビリティ・メカニズムは政治のゲームのルールをいかに変容させ、民主化の過程にいかなる影響を与えているのだろうか。

本企画では、地域的な統合を高めつつも異なる民主化の経路を辿っている東南アジア4か国を取り上げる。各発表は、対象国における民主化の全体像を踏まえつつ、汚職対策機関や国軍監視NGOなど個別のアクターに注目する。こうしたアクターはしばしば世論の強い支持を背景に活動を展開し、また政争の道具にもなっている。東南アジアにおけるアカウントビリティ・メカニズム導入による具体的な影響を比較検討し、理論的貢献を目指したい。

- 司会 片山裕 (京都ノートルダム女子大学)
報告 外山文子 (京都大学)「タイにおける政治的アカウントビリティー独立機関における制度的諸問題」
木場紗綾 (神戸大学)「国軍の非戦闘任務における民軍協力と政軍関係：タイ、フィリピン、インドネシアの比較研究」
伊賀司 (京都大学)「現代マレーシアにおける政治的スキャンダルと社会的アカウントビリティー民主化移行期のニューメディアと野党の役割」
見市建 (岩手県立大学)「インドネシアにおける地方首長の台頭とアカウントビリティの政治」
討論 永井史男 (大阪市立大学)、高橋百合子 (神戸大学)

自由企画2「政治変動における非言語的象徴」

趣旨：近年、象徴作用分析は、統治者側からの大衆操作のみならず、社会運動など市民社会におけるさまざまな動態を見る上でも重要な意味を持つ。2010年末からアラブ諸国で始まった路上抗議運動や、2009年より激化したタイでの反政府デモなど、運動主体の間で多くの象徴が共有され伝播し、その後の政治展開に極めて重要な役割を果たしている。また、エジプトの2013年のデモとクーデタに見られるように、反政府的なデモの象徴を取り込んで権威主義体制の維持・再構築に利用する新たな展開も出てきている。

こうした近年の社会運動では、絵、音楽や映像、旗や服装、パフォーマンスなど、非言語的象徴の多用が運動拡大の速さと広さ、越境性に繋がった。本企画は、象徴分析のなか

でも比較的よく行われている言語による象徴（スローガン、文学など）分析ではなく、音楽や映像などの非言語的象徴を分析対象とし、非言語的象徴が政治変動に与えた影響を、さまざまな事例を比較することで論じる。

- 司会 酒井啓子 (千葉大学)
報告 半澤朝彦 (明治学院大学)「ラ・マルセイエーズからエル・ジェネラルへ：政治の『物語』と視覚・聴覚」
池内恵 (東京大学)「革命象徴の篡奪と権威主義体制の再構築：エジプト2013年7月3日クーデタへの道」
福田宏 (京都大学)「『東欧革命』への『長い』軌跡：『正常化』時代における非言語的象徴の機能」
討論 芝崎祐典 (筑波大学)、山本信人 (慶應義塾大学)

自由論題1「執政府と政治過程」

- 司会 浅羽祐樹 (山口県立大学)
報告 廣井多恵子 (テキサス大学エルパソ校)「大統領制における連立政権のリスクと審議引き延ばしに関する考察：ブラジルの事例から」
松本俊太 (名城大学)「小泉純一郎は本当に大統領的首相では『ない』のか？：55年体制期の『首相動静』データを用いた首相の行動の分析」
討論 菊池啓一 (筑波大学)、菅原琢 (東京大学)

自由論題2「比較政策研究」

- 司会 稗田健志 (大阪市立大学)
報告 杉野綾子 (東京大学大学院)「米国の規制行政——クリントン・オバマ政権下における協調型規制の試みと、その限界——」
縄倉晶雄 (明治大学大学院)「人的資本の観点から見た農村地域近代化の阻害要因：韓国の稲作農家を主な事例として」
早川有紀 (東京大学大学院)「予防をめぐる化学物質政策の日欧比較分析」
討論 安周永 (常葉大学)

6/28(土) 午後4:00~6:00

分科会B「福祉国家と世論」

趣旨：近年、社会保障政策と世論との関係を探る研究が、福祉国家論の重要な研究トピックとして浮上しつつある。これまでの研究史においては、政治過程の中で有権者の選好が福祉政策の形成に影響を与える入力過程と、福祉国家・福祉レジームのあり方が有権者の選好形成に影響する出力過程の分析は軽視されてきたか、実証的根拠の薄い仮説的なものにとどまってきた。しかし、近年、I S S P (International Social Survey Program) やEuropean Social Surveyといったクロスナショナルな世論調査データが整備されるとともに、マルチレベル・モデリングといった分析手法の発達により、興味深い実証研究が生み出されている。本分科会では、福祉国家と世論との間の複雑な相互作用を解きほぐす報告を通じ、この研究領域の可能性と課題を探っていききたい。

- 司会 稗田健志 (大阪市立大学)
報告 角野隆則 (オックスフォード大学大学院)「だれが再分配を支持するのか：国際社会調査データを用いた世論分析」
矢内勇生 (早稲田大学大学院)「経済格差と有権者の格差認識が再分配に及ぼす影響」
筒井淳也 (立命館大学)「政治的態度の国際比較研究における因果的分析と探索的分析」
討論 平野浩 (学習院大学)、宮本太郎 (中央大学)

分科会C「個人支配体制の地域間比較」

趣旨：近年、世界的な民主化傾向の下で「半民主主義」や「競争的権威主義」といった権威主義と民主主義の間に位置する政治体制が盛んに論じられているが、他方で、強権的かつ非競争的な権威主義体制が長期にわたり持続している国家も数多く存在する。なかでも、一人の支配者が軍や党を権力維持の装置としつつ、長期にわたり強権的支配を維持する個人支配体制は、その暴力性や略奪的性格から、際立って強権的な権威主義体制の代表格と見なされてきた。しかしながら、個人支配体制は、国家もしくは地域によって多彩なバリエーションを持つ政治体制である。本分科会では、発展途上国に広く見られる、この政治体制の特徴について、アジア、アフリカ、中東などの地域間で比較しつつ、長期的な支配を可能とする国内的・国際的条件や、民主化を含む政治的移

行・政治変動について考察する。

個人支配体制を見る「視角」は、地域ごとに異なる。こうした「視角」の地域間比較も射程に入れながら、各地域の個人支配体制の事例研究・比較研究を、地域横断的な議論へとつなげたい。

- 司会 増原綾子 (亜細亜大学)
報告 佐藤章 (アジア経済研究所)「民主化後アフリカの個人支配の変容？」
岡田晃枝 (東京大学)「中央アジアの民主化と『個人支配』体制」
磯崎敦仁 (慶應義塾大学)「北朝鮮の個人支配体制——社会主義と三代世襲の両立」
討論 池内恵 (東京大学)、武田康裕 (防衛大学校)

自由企画3「代議制民主主義の比較分析：日米韓三ヶ国比較」

趣旨：本セッションは、日米韓三ヶ国における代議制民主主義の機能を測定するものである。どのような民主主義が望ましいのかについて、一方では、選出された政治家は有権者の代理として行動すべきとする直接民主制に近づく考えがあり、他方では、有権者は選挙で政治家を選出して後は任せる方が良いとするシュンペーターに代表されるエリート民主主義の考えがある。そして、現実には多くの国で「政治家が提示した公約の中で、有権者が自分の最適点に最も近いものを選び、投票行動を決定する」ことを通して「自分達のことを自分達で決定する」という代議制民主主義の「擬制」が成立することを要件に、エリート民主主義を許容せざるを得ないことになる。ここで問題となるのが、果たして、現在の日本や米国、韓国でこうした「擬制」が機能しているのかどうかである。

まず小林報告では、2007年参院選で当選した政治家が選挙で提示した公約と当選後の議会活動の間にどのような一致度がみられ、それが2013年参院選の結果にどのように反映したのかを明らかにする。次に鷲田報告では、資源配分政治における議員行動の一貫性、具体的には、公約で言及の多かった社会経済関連予算をめぐる公約と議会内投票行動の一貫性とその規定要因について検討する。最後に金報告では、韓国において代議制民主主義の機能が政治的有効性感覚などの政治意識にどのような帰結をもたらしているのか検証を行う。これらの三報告を通して、日米韓三ヶ国における民主主義の機能の相違とそれを規定

する要因について議論することにしたい。

- 司会 谷口将紀（東京大学）
報告 小林良彰（慶應義塾大学）「日本の代議制民主主義の機能に関する分析：参議院における公約と議会内投票の一貫性」
鷺田任邦（東洋英和女学院大学）「米国の代議制民主主義の機能に関する分析：社会経済政策をめぐる公約と議会内投票の一貫性」
金兌希（慶應義塾大学）「韓国の代議制民主主義の機能に関する分析：政治意識における帰結」
討論 品田裕（神戸大学）

自由企画4「中東イスラーム諸国の『民主化』過程における憲法裁判所の役割」

趣旨：「民主化」過程における軍の政治的影響力の減退に関し、司法府の動向は極めて重要である。とりわけ、憲法裁判所による、憲法・法律改定や選挙制度・選挙結果の承認（あるいは無効判断を行わないこと）などは、軍の関与が減少した「民主的」な体制への「正統性の付与」という点で決定的な役割を担っているといえる。こうした「民主化」過程での司法府、特に憲法裁判所の役割に関する研究では、中東イスラーム諸国はほとんど注目されてこなかった。しかし一方で、2011年以降に連続して生じた政変とその後の「民主化」の動きにおいては、軍とともにやはり司法府が鍵を握っており、同地域の事例分析には大きな意味があると考えられる。

そこで本企画では、中東イスラーム諸国のうち「民主化」過程に憲法裁判所が深く関わったと考えられるエジプト・パキスタン・トルコの事例を比較することによって、同地域における「民主化」過程での司法府の役割を明らかにしたい。

- 司会 石黒大岳（アジア経済研究所）
報告 金谷美紗（中東調査会）「民主化過程における司法府の政治化？：エジプトの事例」
井上あえか（就実大学）「パキスタン民主化における司法の役割」
岩坂将充（日本学術振興会）「トルコにおける『民主化』と憲法裁判所：体制移行と正統性付与の観点から」
討論 立花優（北海学園大学）

自由論題3「比較の中のアメリカ政治」

- 司会・討論 前嶋和弘（上智大）
報告 梅川健（首都大学東京）「アメリカにおける三権分立制の変容——カーター政権における議会拒否権と署名時声明をめぐる大統領と議会の攻防を中心に——」
松井孝太（東京大学大学院）「米国における『労働権（right-to-work）』をめぐる法と政治：運動・普及・帰結」
宮田智之（東京大学大学院）「グローバルな文脈におけるアメリカのシンクタンクの特徴」
討論 菅原和行（釧路公立大）

自由論題4「ヨーロッパにおける地域政策」

- 司会・討論 若松邦弘（東京外国語大学）
報告 奥野淳也（東京大学大学院）「近接比較の中の北欧『レギオン改革』——福祉国家再編期の政治プロセスを通して」
川島佑介（名古屋大学大学院）「各層政府の政策志向と政策内容の形成および変化——事例研究：ロンドン・ドックランズ地区再開発」
吉住修（熊本大学大学院・熊本市役所）「フランスの地域における市民社会と議会の新たな関係——参加・熟議と意見循環システム——」
討論 藪長千乃（東洋大学）

6/29(日) 午前10:00~12:00

共通論題「政党政治とデモクラシーの現在」

趣旨：60年以上前にアメリカ政治学会が「より責任ある二大政党制に向けて」と題する報告書を公にし、アメリカ民主政治における政党のあるべき役割について大いに議論がなされたことは、一時代前に政治学教育を受けた人間であれば、誰もが知っていることだろう。その後、選挙政治や議会政治の研究は大きな進歩を見た。また政党組織の研究も、1990年代以降活況を見せつつある。しかしある研究者が「現在の政党と政党システムの経験的研究は一般に、デモクラシーの意味や可能性について殆ど言うべきことを持たず、それゆえデモクラシーの下での政党の潜在的な役割の変化についても発言できずにいる」として

いるように、先端的個別研究を大きな枠の中に位置付ける作業はやや立ち遅れている。

本共通論題は、政党政治研究の最前線をより広い視座の中に位置づけていただくことで、政党政治をめぐる「問い」の建て方を再考する機会を提供する。

司会 網谷龍介（津田塾大学）

報告 岡山裕（慶應義塾大学）「政党のイデオロギー的二極化がアメリカの政治的
代表に持つ意義」

砂原庸介（大阪大学）「日本における制度
改革と政党システムの制度化——
一党優位政党制からの移行？」

中田瑞穂（明治学院大学）「ヨーロッパ
における政党と政党競合構造の変容
——デモクラシーにおける政党の役
割の終焉？」

討論 調整中

リカ・マレーシア」
討論 間寧（アジア経済研究所）、大西裕（神
戸大学）

6 / 29(日) 午後 2 : 00 ~ 4 : 00

分科会D「司法を政治分析に取り戻す」

趣旨：日本国憲法の成立とともに裁判所に違憲審査権が初めて認められて以来67年間で、最高裁判所が違憲を確定した法律は9件しかない。そのうち3件は公職選挙法で、選出部門との間でその選出のあり方をめぐる役割が特に注目されている。

政治制度としての司法に関する知見は、執政や議会に比べると、明らかに不足している。拒否点としての司法によって政策変更のダイナミズムや執政のリーダーシップはどのように変わるのか、本格的な比較研究は始まったばかりである。

本分科会では、日本という一国を対象にした分厚い記述、新興民主主義国家群である東南アジアに対するスモールN、一票の格差という選出部門との関係で最も先鋭的な問題に関するラージNという異なる分析方法を組み合わせることで、「司法政治Judicial Politics」という未開拓の研究領野の発展可能性を示し、比較研究の新規参入を促す。

司会 浅羽祐樹（山口県立大学）

報告 西川伸一（明治大学）「コンマ3官庁は
「闘う司法」に脱皮できるか」

川村晃一（アジア経済研究所）「東南ア
ジアにおける司法の比較政治学」

粕谷祐子（慶應義塾大学）「一票の格差
と司法府の役割：多国間比較・アメ

分科会E「定性的・多重的手法による比較研究の試み」

趣旨：Gary GoertzとJames Mahoneyが*A Tale of Two Cultures: Qualitative and Quantitative Research in the Social Sciences*で指摘するように、定性的アプローチと定量的アプローチは、共にお互いにはない研究上の価値を持ち、相互に補完可能である。

少数の事例の結果を論じた優れた定性的説明が存在すれば、研究者は分析範囲を広げてもその議論と同じ要因が働くのかという問いを思い浮かべ、特定事例の説明よりも平均効果の推定を目指した多事例分析 (large-N) を行なおうとするであろう。同様に、「原因の効果」(Effect-of-Causes)に関する定量的研究の知見を目にすれば、研究者は個別事例の歴史を踏まえて、その知見が意味を持つのかどうかを問い、特定の事例の中にその効果を見出そうとするのは自然なことである。

この種の相互補完性があるからこそ、多重的手法研究 (multi-method research) が可能になり、定性的文化と定量的文化という文化間対話と協力の価値は高まる。このような問題意識に基づき、本セッションは若手研究者によるQualitative and Multi-Method Researchによる比較研究の試みを報告・議論することで本分野の一層の発展を目指すものである。

司会 待鳥聡史 (京都大学)

報告 豊田伸 (早稲田大学)「観察データに基づく因果効果推論は可能か：歴史アプローチの有用性について」

佐々木優 (ワシントン大学)「マルチ方法論に基づく定性的方法論と因果推論：欧州ナショナリズムを例として」

飯田連太郎 (東京大学)「アメリカにおける州レベルの政党再編成：マルチレベルモデルを用いた分析」

討論 飯田健 (同志社大学)

自由企画5「ナショナリズムと境界線をめぐる比較政治学」

趣旨：冷戦終焉後、とりわけ世紀転換期以降、グローバル化と地域化の進行の中で、それに対抗するかのよう形で、ナショナリズムと境界線をめぐる地域紛争、あるいは、「民主化」過程の中での不安定化が、進行している。

これらは、世界全体の一連の転換に向けてのうねりなのか、あるいはグローバル化の進行の中で、歴史的な諸問題が、軋轢や相克として噴出しているのだろうか。

日本、中国、韓国、欧州におけるその境界線地域の比較により、グローバル化と民主化の進行過程における、その反動とも見えるナショナリズムと境界線をめぐる各地域の不安定化が、何に根ざし、どのような実態を持ち、何を求めているのか、いかなる解決策があるかを、比較検討するものとしたい。

司会・討論 国分良成 (防衛大学校)

挨拶 河田潤一 (神戸学院大学)

問題提起 国分良成「今なぜグローバル化の中、ナショナリズム・民主化・境界線か？」

報告 杉田敦 (法政大学)「日本におけるナショナリズム・民主主義・境界線」

羽場久美子 (青山学院大学)「EUにおけるナショナリズム・民主主義・境界線」

木宮正史 (東京大学)「韓国ナショナリズムの原型とその変容：反外勢・統一から歴史・領土まで」

討論 恒川恵市 (政策大学院大学)

自由企画6「21世紀における福祉国家再編の方向性と労働・ジェンダー・若者をめぐる政治：日本、イタリア、イギリスの比較」

趣旨：本企画の目的は、安定した雇用と家族が変容する中で労働市場への参加促進を中心に据えて展開する福祉国家再編の政治を検討し、その意義を明らかにすることにある。

近年、先進国における福祉国家の再編は、貧困や社会的排除状態にある者に対する受動的な所得保障だけでなく、その社会参加や経済的自立を目指す方向で進展している。その背景には、能動的な社会政策は持続可能な福祉国家に結びつくという考えが存在する。このような考え方は1980年代から1990年代の福祉改革を席卷した新自由主義的な政策志向とは一線を画する。

他方、能動的な社会政策には福祉受給の条件として就労を義務化する側面もあり、内実は新自由主義改革の継承だとする指摘もある。さらに一連の政策は個々人が自らの能力を最大限に伸ばす機会の平等を重視するが、その際従来の福祉国家の根幹を成してきた社会的平等や公正の達成に関して明確な方向性を示していない。

本企画では女性、若者の労働をめぐる日本とイタリアとイギリスの事例報告を基に複数事例の比較を通じた知見の提起を試みる。

司会 伊藤武 (専修大学)

- 報告 辻由希(京都大学)「労働市場におけるジェンダー秩序再編の政治」
本田亜紗子(早稲田大学大学院)「イタリア・ブローディ政権による労働市場政策——党派性とEUから見た福祉改革の分岐——」
濱田江里子(上智大学大学院)「若年就労支援政策における『支援』のあり方をめぐる政治：日本とイギリスの比較から」
討論 近藤康史(筑波大学)、水島治郎(千葉大学)

自由論題5 「ヨーロッパの政党政治」

- 司会・討論 高安健将(成蹊大学)
報告 作内由子(千葉大学)「戦間期オランダの議院内閣制——議会外内閣の機能と限界」
高崎明(城西大学)「ハンス・ダールダ

- 一の政党研究：その特徴とヨーロッパにおける政党研究発展への貢献」
渡辺容一郎(日本大学)「イギリス労働党のワンネーション・レーバーについて」

討論 成廣孝(岡山大学)

自由論題6 「非民主的体制における政治的ダイナミクス」

- 司会 増原綾子(亜細亜大学)
報告 溝口修平(神奈川大学)「競争的権威主義体制における支配政党の成立要因：ロシアとウクライナの比較から」
李昊(東京大学大学院)「中国：権威主義体制への転換——八二年体制の成立——」
討論 永綱憲悟(亜細亜大学)、加茂具樹(慶應義塾大学)

年報編集委員会から

年報第17号の論文募集

2015年発刊予定の年報第17号は、第17回研究大会（今年6月開催）の共通論題「政党政治とデモクラシーの現在」をもとに編集する予定です。報告者のほか、会員の皆様から広くご寄稿を頂きたいと考えております。

政党をめぐる比較政治学的な研究は着実に進展を見せています。それらを基礎として、「デモクラシーの意味や可能性」「デモクラシーの下での政党の役割の変化」といったより広いトピックについての含意を持つような論稿を募集します。質的研究か計量研究か、単一事例か複数事例比較か、あるいは多数事例比較か、といった方法的な制約は設けません。またこのテーマを広い間口のまま扱う必要もありません。政党政治のどの側面であれ、実証研究に基づいて理論的なメッセージを発信するようなご投稿を歓迎いたします。

ご投稿を希望される会員は、800字程度の要旨を2014年6月末日までに、下記まで電子メールの添付書類（テキスト、ワード、PDF、いずれかの形式でお願いします）にてお送り下さい。なおご投稿頂いた論文は、編集委員会での査読を経て最終的に採否を決めさせていただきます。予めご承知おき下さい。

*応募先：年報第17号編集委員長（予定）網谷龍介

E-mail：r.amiya-nakada☆nifty.com

選挙管理委員会から

日本比較政治学会理事選挙について

本年4月に、本学会の理事選挙が実施されます。本学会の理事会は、選挙による選出理事と理事会選考委員会による選出理事によって構成されます。理事選挙は、18名以内の理事を会員の選挙により選出するものであり、昨年10月30日現在の会員が選挙権及び被選挙権をもつこととなります（詳しくは会員名簿の末尾に記載されている「理事、会長、副会長選出規定」をご覧ください）。

規定により、選挙は選挙管理委員会が発行する所定の投票用紙により郵送で行います。今回は3月14日(金)に投票用紙等を発送し、4月14日(月)選挙管理委員会必着で投票していただきます。投票用紙に同封されている選挙説明書を熟読の上、ぜひ投票して下さるようお願いいたします。なお今回発送作業については、学協会サポートセンターに委託しております。

3月24日(月)までに選挙に必要な書類が郵送されない場合には、お手数でも選管までご連絡ください。選管の連絡先は、以下の通りです。

〒606-8501

京都市左京区吉田本町

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

玉田芳史研究室気付 日本比較政治学会選挙管理委員会

F A X : 075-753-7834

Email : tamada☆asafas.kyoto-u.ac.jp (玉田芳史)

日本比較政治学会 規約等改正案とその趣旨

日本比較政治学会理事会は、2014年度総会にて、当会の規約等の改正を提案いたします。改正案は、久保慶一会員、中井遼会員と私をメンバーとするワーキンググループで原案を起草し、理事会での審議と修正を経て総会にお諮りするものです。

改正案の趣旨および概要と、現行規約等とその改正案との対照表につきまして、以下をご覧ください。規約等の改正には、会員の5分の1以上（2013年末現時点での会員数の場合には137名以上）が出席する総会（委任状を含む）における承認が必要となります。会員各位におかれましては、規約改正の趣旨をご確認いただき、是非総会にご出席いただければ幸甚に存じます。ご都合によりご出席いただけない場合には、2014年度の研究大会・総会のご案内に同封される葉書にて委任状をご提出くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

会長 大串和雄

1. 改正案の趣旨および概要

改正案に含まれる項目は多岐にわたりますが、内容的には①役員に関する諸規定の改正、②会員の権利および義務に関する規定の改正、③表記や文言の統一といったテクニカルな改正、の3つに大別されます。以下では、便宜上、現行規約等には「現」、改正案については「新」という表記を用いて、それぞれの趣旨と概要について説明いたします。

①役員に関する諸規定の改正

- ・理事選挙における有権者は、現「理事、会長、副会長選出規定」（以下「選出規定」と略記）第2条では、「選挙が行なわれる年の前年の10月30日現在において会員である者」と定められていますが、現在は秋の理事会が11月に開催されることも多いため、秋の理事会で入会が認められた新会員に選挙権・被選挙権を確実に付与できるよう、「12月15日現在において会員である者」に規定を改正します。
- ・理事選挙において、選挙管理委員会が選挙結果を確定する際、4月の理事会で会費の3年未納により退会となった会員による投票、または当該会員への投票を無効とする規定を導入します（新「役員選出規程」第2条）。
- ・会長および副会長は、現「規約」第7条では選出理事によって互選されると規定されていますが、現「選出規定」第9条では、次期理事会選考委員会によって選出される理事（いわゆる推薦理事）を含む次期理事会が協議により選出すると規定されており、選出手続きに矛盾が存在します。そのため、選挙によって選ばれた理事のみによって構

成される「次期役員選考委員会」が、次期会長・副会長を互選し、同時に、推薦理事を選出するという規定に改正します。

- ・常務理事は、現「規約」第7条では会長が任命すると規定されていますが、現「選出規定」第10条では、次期理事会選考委員会を選出した理事を含む次期理事会の構成員の中から指名するとされており、会長が常務理事を会員から自由に選出することができません。そのため、現在は次期理事会選考委員会が選出権限をもつ7名の推薦理事の枠を6名に削減し、次期会長に会員の中から自由に常務理事を1名選出する権限を付与します。
- ・監事は、現「規約」第7条では会長が任命すると規定されていますが、現「機関規則」第3条では、会長の発議にもとづき、理事会が任命すると規定されています。また、現在の制度では、現執行部が、自らを監視すべき存在である監事を選ぶ形となっており、説明責任の明確化という点で必ずしも適切といえないこと、また執行部の交代と同時に監事2名も交代となるため、監事としての引き継ぎが十分にできず、とくに就任1年目の監査の際の監事の負担が大きいことが問題となっています。そこで改正案では、監事の任命権者を理事会に統一し（新「役員選出規程」第9条）、2名の監事が毎年交互に交代する制度を採用することにより、つねに旧理事会によって指名された監事が最低1名は存在する状態を作って事務局・理事会の説明責任を高め、同時に監事との間の業務引き継ぎを円滑化させることを

目指します(新「機関規則」第3条)。なお、この制度への移行規定として、2014年度総会で任命される監事のうち1名の任期を1年間に短縮することを定めます(新「機関規則」附則)。

- ・ 現行の規約等には、選挙管理委員会を除き、委員会の設置に関する規定が存在しないので、それを制定します(新「機関規則」第10条)。
- ・ 運営委員は、現「規約」第6条で定義される役員には含まれませんが、現「機関規則」第1条では役員とされており、また現「規約」や現「選出規定」では会長が任命すると規定されていますが、現「機関規則」では会長の発議にもとづき理事会が任命すると規定されています。そのため、運営委員を役員とする規定を削除し、その任命権限は会長に付与する形に統一します(新「機関規則」第1条、第9条)。
- ・ 不測の事態があった際などの役員のおよび補充の手続きを明確化します(新「規約」第7条3項、新「機関規則」第3～8条の2項)。
- ・ 役員および運営委員の任期を、就任が承認された定期総会からその2年後の定期総会までという規定に改正し、定期総会終了直後から新執行部として活動することを可能にし、その時点で任期が終了する前執行部に対しては、残務処理に従事する権限を付与します(新「機関規則」第3条)。

②会員の権利および義務に関する諸規定

- ・ 本会の「設立趣意書」に掲げられた、「社会的にも開かれた学会として、各国政府関係者、ジャーナリスト、民間機関・NGO等各種実務家との交流も、振興すること」を目的とするという理念をふまえ、入会申請の資格者を研究者に限定せず、「研究・教育に関心を有する者」という表現に変更します(新「規

約」第4条、新「会員規則」第1条)。

- ・ 現規約等には退会に関する規定が存在しないため、それを制定します(新「会員規則」第6～7条)。
- ・ これまでではなく、またこれから先もありそうもないことではありますが、万が一会員が社会から厳しい批判を浴びるような事態を引き起こした場合、学会がそのことを不問に付すのでは、学会の姿勢も厳しい批判を浴びることは免れません。しかし現行の規約にはそのような万が一の場合に会員を処分するための根拠規定がありません。そこで、会員の義務として「法的・倫理的規範を遵守する」ことを定めると同時に、万が一会員がそれに反する行為によって本会の名誉を著しく害した場合には、当該会員に対して処分を科す権限を理事会に付与します(新「会員規則」第9～10条)。
- ・ 本会の会費について、各種の割引制度を設ける権限を理事会に付与します(新「会員規則」第5条2項)。
- ・ 会員に関する規定は「会員規則」にまとめ、重複する規定(現「規約」第5条、現「会費規則」全体)は削除します。

③表記、文言の統一

- ・ 現規約等のうち、「規定」という名称は、「規程」に変更します(新「総会規程」および新「役員選出規程」)。
- ・ 各規約等の各条の項について、(2)(3)…とし(第1項については、番号を表記しない)、1) 2) …は各条項内で列記する場合に使用し、それ以外の記号((a), (b)…)は削除する形で、表記を統一します(現「機関規則」第1条、現「選出規定」第4～7条)。
- ・ 「付則」は「附則」に表記を改めます(現「規約」)。

2. 規約等の新旧対照表(下線部が改正により影響を受ける部分を示します)

現行規約等	改正案
<p><日本比較政治学会規約> 第1条 本会は日本比較政治学会(Japan Association for Comparative Politics)と称する。 第2条 本会は、比較政治の研究を促進し、内外の研究者相互の交流を図ることを目的とする。 第3条 本会は、前条の目的を達成するため</p>	<p><日本比較政治学会規約> 第1条 本会は日本比較政治学会(Japan Association for Comparative Politics)と称する。 第2条 本会は、比較政治の研究を促進し、内外の研究者相互の交流を図ることを目的とする。 第3条 本会は、前条の目的を達成するため</p>

<p>に、次の活動を行なう。</p> <p>1) 内外の研究者相互の連絡および協力の促進</p> <p>2) 年次大会・研究会・講演会などの開催および機関誌等の発行</p> <p>3) 内外の関係諸学会との交流および協力</p> <p>4) その他、理事会が適当と認めた活動</p> <p>第4条 本会の会員は、ひろく政治学や地域研究を専攻する者で、会員2名の推薦を受け、理事会で入会を認められた者とする。</p> <p>第5条 会員は総会の定める会費を納めなければならない。</p> <p>(2) 会費を3年以上滞納した者は、理事会で退会したとみなすことができる。</p> <p>第6条 本会の運営のために、以下の役員を置く。</p> <p>1) 会長、副会長、常務理事 各1名</p> <p>2) 理事 25名以内</p> <p>3) 監事 2名</p> <p>第7条 理事のうち18人は会員の投票によって選出し、会長および副会長は選出理事によって互選する。</p> <p>(2) 会長は理事会の承認の下で若干名の理事を任命することができる。</p> <p>(3) 会長は常務理事を任命するものとする。</p> <p>(4) 会長は監事を任命するものとする。</p> <p>(5) 会長、副会長、常務理事、理事、監事の就任にあたっては、総会の承認を必要とする。</p> <p>第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>第9条 会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐するとともに、会長に支障のある場合には、会長の職務を代行する。</p> <p>(2) 理事は理事会を組織し、会務の決定および執行を担当する。</p> <p>(3) 会長は理事会の承認の下で、若干名の運営委員を任命し、会務の一部を委任することができる。</p> <p>第10条 監事は会計および会務の執行を監督する。</p> <p>第11条 総会は、少なくとも年1回開催するものとする。</p>	<p>に、次の活動を行なう。</p> <p>1) 内外の研究者相互の連絡および協力の促進</p> <p>2) 年次大会・研究会・講演会などの開催および機関誌等の発行</p> <p>3) 内外の関係諸学会との交流および協力</p> <p>4) その他、理事会が適当と認めた活動</p> <p>第4条 本会の会員は、ひろく政治学や地域研究の研究・教育に関心を有する者で、会員2名の推薦を受け、理事会で入会を認められた者とする。</p> <p>第5条 会員は、別に定める会員規則を遵守しなければならない。</p> <p>[※(2)は削除して会員規則第8条へ]</p> <p>第6条 本会の運営のために、以下の役員を置く。</p> <p>1) 会長、副会長、常務理事 各1名</p> <p>2) 理事 25名以内</p> <p>3) 監事 2名</p> <p>第7条 理事のうち18人は会員の投票によって選出し、会長および副会長は投票によって選ばれた理事により互選する。</p> <p>(2) その他の役員は、別に定める役員選出規程にしたがって実施する。</p> <p>(3) 役員は就任にあたっては、総会の承認を必要とする。ただし、欠員が生じた際に補充により、または代行として任命された役員は、就任後に行われる定期総会までの間、総会の承認なしにその職務を遂行することができる。その場合、会長は、就任後に行われる定期総会において、補充または代行による役員就任について報告し、前任者の任期がその後も残っている場合にはその残存期間に関する職務遂行について総会の承認を得なければならない。</p> <p>第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>第9条 理事は理事会を組織し、会務の決定および執行を担当する。</p> <p>第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、常務理事は学会の事務を統括する。</p> <p>[※(3)は削除して機関規則第9条へ]</p> <p>第11条 監事は会計および会務の執行を監督する。</p> <p>第12条 総会は、少なくとも年1回開催するものとする。</p>
---	--

<p>(2) 総会の臨時の開催および招集に関しては、別途これを定めるものとする。</p> <p>(3) 総会の招集に際しては、理事会は原則として、1ヶ月前までに書面で会員に開催を通知しなければならない。</p> <p>(4) 総会の議決は出席会員の多数決による。</p> <p><u>第12条</u> 本規約は、総会で出席会員の3分の2以上の同意がなければ、変更することができない。</p> <p><u>第13条</u> 本会の解散については、別途定める。</p> <p><u>付則</u> 本規約は1998年6月27日より発効する。</p>	<p>(2) 総会の臨時の開催および招集に関しては、別途これを定めるものとする。</p> <p>(3) 総会の招集に際しては、理事会は原則として、1ヶ月前までに書面で会員に開催を通知しなければならない。</p> <p>(4) 総会の議決は出席会員の多数決による。</p> <p><u>第13条</u> 本規約は、総会で出席会員の3分の2以上の同意がなければ、変更することができない。</p> <p><u>第14条</u> 本会の解散については、別途定める。</p> <p><u>附則</u> 本規約は1998年6月27日より発効する。</p> <p>(2014年6月29日改正)</p>
<p><会員規則></p> <p><u>第1条</u> 本会の会員となることのできる者は、ひろく政治学や地域研究を専攻する者、および政治学や地域研究の研究・教育に密接に関連する職業に従事する者で、かつ理事会の承認をえた者である。</p> <p><u>第2条</u> 入会を希望する者は所定の入会申込書に必要事項を記入し、かつ推薦者として会員2名の署名をえたうえで、申込書を理事会に提出しなければならない。</p> <p><u>第3条</u> 大学院在籍者であって本会に入会するのは、修士課程を修了した者、あるいはそれに相当する資格を有する者に限られる。</p> <p><u>第4条</u> <u>会費納入の確認と理事会の承認によって会員資格が発生する。</u></p>	<p><会員規則></p> <p><u>第1条</u> 本会の会員となることのできる者は、ひろく政治学や地域研究を専攻する者、および政治学や地域研究の研究・教育に関心を有する者で、かつ理事会の承認をえた者である。</p> <p><u>第2条</u> 入会を希望する者は所定の入会申込書に必要事項を記入し、かつ推薦者として会員2名の署名をえたうえで、申込書を理事会に提出しなければならない。</p> <p><u>第3条</u> 大学院在籍者であって本会に入会するのは、修士課程を修了した者、あるいはそれに相当する資格を有する者に限られる。</p> <p><u>第4条</u> <u>理事会の承認と会費納入の確認によって会員資格が発生する。</u></p> <p><u>第5条</u> <u>会員は、総会の定める会費を納めなければならない。</u></p> <p><u>(2) 会員の納める会費は、年8,000円とする。ただし理事会は、各種の割引制度を設けることができる。</u></p> <p><u>第6条</u> <u>会員は、退会を希望するときは、理事会に退会を申し出なければならない。ただし退会を申し出るときは、当該年度までの会費の納入を完了していなければならない。</u></p> <p><u>(2) 前項の条件を満たして退会届を理事会に提出した会員は、当該年度末日をもって会員資格を失う。ただし、役員選出規程に定める役員の選挙権・被選挙権については、退会届が受理された日をもってその権利を失うものとする。</u></p> <p><u>第7条</u> <u>会員が逝去したときは、逝去した日時をもって退会したものとする。</u></p> <p><u>第8条</u> <u>会費を3年以上滞納した者は、理事</u></p>

<p>たものとみなすことができる。但し、会費滞納により退会したとみなされた者は、理事会の議をへて滞納分会費を納入することにより、会員資格を回復することができる。</p> <p>第6条 本規則は、会員の5分の1以上が出席する総会で出席会員の過半数の同意がなければ、変更することができない。</p> <p><機関規則></p> <p>第1条 本会に左の役員を置く。 <u>(1)会長 1名 (2)副会長 1名</u> <u>(3)常務理事 1名 (4)理事 25名以内</u> <u>(5)監事 2名 (6)運営委員 若干名</u></p> <p>第2条 会長、副会長、理事の選出については別途定める。</p> <p>第3条 監事、運営委員は、会長の発議にもとづき、理事会が任命する。</p> <p>第4条 会長、副会長、理事、運営委員及び監事の任期は、選任された年の7月15日から2年とする。補充として就任した会長、副会長、理事、運営委員及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。役員の前任は妨げない。</p> <p>第5条 会長は本会を代表し、会務を統括す</p>	<p>会の決定により、滞納3年目の年度末をもって退会したものとみなすことができる。但し、会費滞納により退会したとみなされた者は、理事会の議を経て滞納分会費を納入することにより、会員資格を回復することができる。</p> <p>第9条 会員は、当会の事業に関与するにあたり、規約第2条に定められた本会の目的を理解し、法的・倫理的な規範を遵守する義務を有する。</p> <p>第10条 会員が前条の義務に反する行動をとり、本会の名誉を著しく害したときは、理事会は、当該会員に対して処分を科すことができる。処分の内容は理事会の決定による。</p> <p>第11条 本規則は、会員の5分の1以上が出席する総会で出席会員の過半数の同意がなければ、変更することができない。</p> <p>(2014年6月29日改正)</p> <p><機関規則></p> <p>第1条 本会に以下の役員を置く。 <u>1) 会長、副会長、常務理事 各1名</u> <u>2) 理事 25名以内</u> <u>3) 監事 2名</u></p> <p>第2条 役員を選出については、別に定める役員選出規程にしたがって実施する。</p> <p>第3条 役員の前任期は、総会によってその就任が承認された日から、2年後の定期総会の開催日までとする。ただし監事のうち1名は偶数年の、もう1名は奇数年の定期総会からその任期を開始するものとする。役員の前任は妨げない。 <u>(2) 前項の規定にかかわらず、補充により、または代行として就任した会長、副会長、理事および監事の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>(3) 会長、常務理事、運営委員は、その任期の終了後、新任の理事・常務理事・運営委員の態勢が整うまでの間、新任の会長の了解の下で、残務処理に当たることができる。</u></p> <p>第4条 理事は理事会を構成し、会務の決定および執行を担当する。 <u>(2) 理事に欠員が生じたときは、理事会が補充のため理事を任命することができる。</u></p> <p>第5条 会長は本会を代表し、会務を統括する。</p>
---	--

<p>る。</p> <p>第6条 副会長は会長を補佐し、<u>会長が支障のある場合には会長の職務を代行する。</u></p> <p>第7条 常務理事は、<u>学会の事務を統括する。</u></p> <p>第8条 運営委員は会長の指揮の下で学会の事務作業を担当する。</p> <p>第9条 監事は会計および会務の執行を監督する。</p> <p>第10条 本規則は、会員の5分の1以上が出席する総会で出席会員の過半数の同意がなければ、変更することができない。</p> <p><総会規定></p> <p>第1条 会長は毎年少なくとも1回、会員の総会を招集しなければならない。</p> <p>第2条 会長は必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。</p> <p>第3条 会員の5分の1以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。</p>	<p>(2) 不測の事態により会長の職務遂行に支障が生じた場合には、<u>理事会の承認の下で副会長が会長の職務を代行する。</u></p> <p>第6条 副会長は会長を補佐する。</p> <p>(2) 不測の事態により副会長の職務遂行に支障が生じた場合には、<u>理事会の承認の下で常務理事が副会長の職務を代行する。</u></p> <p>第7条 常務理事は学会の事務を統括する。</p> <p>(2) 不測の事態により常務理事の職務遂行に支障が生じた場合には、<u>理事会の承認の下で会長が理事会の構成員の中から常務理事代行を指名することができる。</u></p> <p>第8条 監事は会計および会務の執行を監督する。</p> <p>(2) 不測の事態により監事の職務遂行に支障が生じた場合には、<u>理事会が会員の中から監事代行を任命することができる。</u></p> <p>第9条 会長は会員の中から若干名の運営委員を任命することができる。</p> <p>(2) 運営委員は会長と常務理事の指揮の下で学会の事務作業を担当する。</p> <p>第10条 本会の事業を推進するために必要があるときは、<u>理事会の決議により、委嘱する事項を定めて委員会を設置することができる。</u></p> <p>(2) 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、<u>理事会の決議により別に定める。</u></p> <p>第11条 本規則は、会員の5分の1以上が出席する総会で出席会員の過半数の同意がなければ、変更することができない。</p> <p>附則</p> <p>第1条 旧学会規約第7条に基づいて2014年度定期総会で就任する2名の監事のうちの年長の1名は、<u>改正機関規則第3条の施行のため、その任期を2015年度の定期総会までとする。</u></p> <p>(2014年6月29日改正)</p> <p><総会規程></p> <p>第1条 会長は毎年少なくとも1回、会員の総会を招集しなければならない。</p> <p>第2条 会長は必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。</p> <p>第3条 会員の5分の1以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。</p>
---	--

<p>第4条 総会（臨時総会を含む）に定足数は設けない。総会に出席しえない会員は書面により他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席とみなす。</p> <p>第5条 本規定は、会員の5分の1以上が出席する総会（臨時総会を含む）において、その出席会員の過半数の同意がなければ、これを変更することができない。</p> <p>第6条 本学会は会員の3分の2以上の同意がなければ解散することができない。</p>	<p>第4条 総会（臨時総会を含む）に定足数は設けない。総会に出席しえない会員は書面により他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席とみなす。</p> <p>第5条 本規程は、会員の5分の1以上が出席する総会（臨時総会を含む）において、その出席会員の過半数の同意がなければ、これを変更することができない。</p> <p>第6条 本学会は会員の3分の2以上の同意がなければ解散することができない。</p> <p>(2014年6月29日改正)</p>
<p><u><会費規則></u></p> <p>第1条 1) 会員の納める会費の金額は次の通りとする。</p> <p>2) 会費 年8,000円</p> <p>第2条 本規則は、会員の5分の1以上が出席する総会で出席会員の過半数の同意がなければ、変更することができない。</p>	<p>[※会費規則は廃止して会員規則第5条、第11条へ]</p>
<p><u><理事、会長、副会長選出規定></u></p> <p>第1条 理事18名以内を会員の投票により選出する。</p> <p>第2条 投票が行なわれる年の前年の10月30日現在において会員である者は選挙権及び被選挙権を有す。</p> <p>第3条 会員の選挙権及び被選挙権の公表は会員名簿及びその一部修正によって行なう。</p> <p>第4条 1) 選挙事務をとり行なうため、会長は選挙管理委員長を任命する。</p> <p>2) 選挙管理委員長は3名以上5名以下の会員により、選挙管理委員会を組織する。</p> <p>第5条 1) 選挙は選挙管理委員会発行の、所定の投票用紙により郵送で行なう。</p> <p>2) 投票用紙は名簿と共に3月中に会員に郵送するものとする。</p> <p>3) 投票は4月中旬までに選挙管理委員会に到着するように郵送されなければならない。</p> <p>4) 投票は無記名とし、候補者5名を連記するものとする。記名された者が5名に満たない投票も有効とする。</p> <p>第6条 1) 選挙管理委員会は(a)投票締め切り後ただちに開票を完了し、得票順に(b)18位までの当選人を決定し、(c)5月中旬まで</p>	<p><u><役員選出規程></u></p> <p>第1条 理事18名以内を会員の投票により選出する。</p> <p>第2条 投票が行なわれる年の前年の12月15日現在において会員である者は選挙権および被選挙権を有す。ただし、投票最終日時点で会員でない者による投票と、その者への投票は無効とする。</p> <p>第3条 会員の選挙権および被選挙権の公表は会員名簿およびその一部修正によって行なう。</p> <p>第4条 選挙事務をとり行なうため、会長は選挙管理委員長を任命する。</p> <p>(2) 選挙管理委員長は3名以上5名以下の会員により、選挙管理委員会を組織する。</p> <p>第5条 選挙は選挙管理委員会発行の、所定の投票用紙により郵送で行なう。</p> <p>(2) 投票用紙は名簿と共に3月中に会員に郵送するものとする。</p> <p>(3) 投票は4月中旬までに選挙管理委員会に到着するように郵送されなければならない。</p> <p>(4) 投票は無記名とし、候補者5名を連記するものとする。記名された者が5名に満たない投票も有効とする。</p> <p>第6条 選挙管理委員会は、投票締め切り後ただちに開票を完了し、得票順に18位までの当選人を決定し、5月中旬までに会長</p>

<p>に会長及び当選人に正式に通知しなければならない。</p> <p>2) 最下位に同点者がある場合には、年長者を採る。</p> <p>3) 理事になることを辞退する当選人は、選挙管理委員会からの当選通知後ただちにその旨を会長に伝えなければならない。この場合当選人の繰り上げ補充は行なわない。</p> <p>第7条 1) 前条第1項の当選人は理事会選考委員会を構成する。会長、副会長は、当選人であると否とに関わらず、選考委員会の1員となる。</p> <p>2) 理事会選考委員会は、専攻、年齢、勤務地などに留意して、7名以内の理事を選考する。このとき、前条によって生じた欠員もあわせて補充することができる。</p> <p>第8条 会長は、選挙による選出理事及び選考委員会による選出理事を、理事として総会に報告・推薦し、その承認を受けなければならない。</p> <p>第9条 選挙による選出理事及び選考委員会による選出理事は、次期理事会を構成する。また次期理事会は、協議により次期会長及び副会長を選出する。</p> <p>第10条 次期会長は、次期理事会の構成員の中から常務理事を指名する。また、第6条及び第7条により理事に選出された者であると否とに関わらず、会員の中から運営委員を任命することができる。</p> <p>第11条 本規定は、会員の5分の1以上が出席する総会で過半数の同意がなければ、変更することができない。</p>	<p>および当選人に正式に通知しなければならない。</p> <p>(2) 最下位に同点者がある場合には、年長者を採る。</p> <p>(3) 理事になることを辞退する当選人は、選挙管理委員会からの当選通知後ただちにその旨を会長に伝えなければならない。この場合当選人の繰り上げ補充は行なわない。</p> <p>第7条 前条第1項の当選人は、次期役員選考委員会を構成する。</p> <p>(2) 会長は、前条第1項の当選人の確定後、すみやかに次期役員選考委員会を招集しなければならない。</p> <p>(3) 会長は、次期役員選考委員会の議長を務める。ただし議長は議決に参加することはできない。副会長、常務理事、運営委員は次期役員選考委員会に陪席し、発言することができる。</p> <p>(4) 次期役員選考委員会は、互選で次期会長および次期副会長を選出する。</p> <p>(5) 次期役員選考委員会は、専攻、年齢、勤務地などに留意して、6名以内の理事を選出する。このとき、前条第3項によって生じた欠員もあわせて補充することができる。</p> <p>(6) 前条第1項の当選理事および前項により選出された理事は、次期理事会を構成する。</p> <p>第8条 次期会長は、総会までに会員の中から次期常務理事を任命する。</p> <p>(2) 次期常務理事は、他の理事とともに次期理事会を構成する。</p> <p>第9条 監事は、理事会が会員の中から選出する。理事会の任期終了と入れ違いに就任する監事についても、次期理事会ではなく現理事会が選出する。</p> <p>第10条 次期の会長、副会長、常務理事、理事、監事の就任にあたっては、総会の承認を必要とする。</p> <p>第11条 本規程は、会員の5分の1以上が出席する総会で過半数の同意がなければ、変更することができない。</p> <p>(2014年6月29日改正)</p>
--	--

理事会報告

第48回理事会

2013年11月16日に東京大学で第48回理事会が開催されました。

出席：網谷龍介、磯崎典世、遠藤貢、大串和雄、大西裕、小川有美、久保慶一、酒井啓子、島田幸典、仙石学、竹中千春、玉田芳史、中山洋平、浜中新吾、平島健司、堀江孝司、増山幹高
委任状：岩崎正洋、大矢根聡、小嶋華津子、田村哲樹、坪郷實、畑山敏夫、待鳥聡史、宮本太郎

・主な討議事項は下記の通りです。

1. 新入会員の承認

・6名の新・再入会の申請があり、申請書を回覧した上で、全員の入会を承認した。

2. 事務局報告

・平島常務理事より、以下の報告があった。

①会員の異動について

前回理事会以降、逝去ならびに届出退会者は2名である。新・再入会6名を加えると、理事会として把握している現時点での会員総数は682名となる。ただし、6月理事会で報告したように、この会員数は、事務委託先が把握している会員数とずれており、現在も調査中である。

②ニューズレター全号の電子化について

国立国会図書館より、同図書館が新たに開始した「オンライン資料収集制度」に本学会のニューズレターの納入を依頼された。事務局は、6月以前に刊行済みのものも含めて納入することとし、ニューズレターのバックナンバーでpdf化されていないものについてはこの機会にすべてpdf化した。

③新公益法人法への対応について

2008年に施行された新公益法人法にもとづく新法人への移行について、10月22日に日本学術会議が開催したシンポジウム「学協会の新公益法人法への対応の現状と展望」に参加して情勢を分析したが、事務局とし

ては、当面静観するという従来の方針を変更する必要はないと判断した。主な理由として、(1)学会の規模が小さいこと、(2)現在検討中の会費減免制度の導入やオンライン・ジャーナル発行で繰越金が縮小すること、(3)任意団体であってもガバナンス強化の要請はあるものの、今回の規約改正が学会運営にもたらす改善効果を見極めることが先決であること、などがある。

3. 2013年度研究大会開催校（神戸大学）から

・大西理事より、来場者255名（うち非会員が79名）、懇親会への参加者は125名という大盛況であったことが報告された。これに加えて、第一に、懇親会の人数の予想が困難であること、第二に、多数の非会員参加者の入会を誘う方策を今後検討すべきこと、第三に、ベビーシッターサービスの要望があり、最寄駅近くの施設を紹介するという対応をとったが、長期的に対応を検討すべきであること、が指摘された。

・第三の点について活発な意見交換が行われ、開催校を中心に実施可能な仕組みを検討することが申し合わされた。

4. 2014年度研究大会開催校（東京大学）から

・遠藤理事より、準備状況の説明があった。開催校の都合で日程はまだ100パーセント確定ではないが、6月28日・29日開催を前提に企画等も進めているので、できるだけこの日程で実現したい旨の付言があった。

5. 2015年度以降の研究大会開催校について

・大串会長より、2015年度開催校の上智大学、ならびに2016年度開催校の京都産業大学において、それぞれ関係者の尽力により準備が進められている旨の報告があった。

6. ニューズレター委員会から

・大矢根委員長より、ニューズレター第31号が10月末に刊行されたことが報告された。
(平島常務理事代読)

7. 編集委員会から

・遠藤委員長より、年報第16号について、共

通論題から3本、投稿論文から6本を依頼済であり、11月20日の原稿締め切りの後、査読に入ることが報告された。

8. 渉外委員会から

- ・岩崎委員長より、メーリングリストの不具合の報告及びお詫びがあった。
- ・同じく岩崎委員長より、オンライン・ジャーナルを刊行する場合の渉外委員会の業務拡大について、渉外委員会としては対応可能である旨の表明があった。

(平島常務理事代読)

9. 選挙管理委員会から

- ・玉田委員長より、2014年度理事選挙の準備状況について報告がなされた。
- ・選挙の前年の10月30日現在での会員を有権者とする現行の「理事、会長、副会長選出規定」に基づき、会費未納者にも投票用紙を送付することが確認された。三年会費未納で退会扱いになりそうな者については、後ほどの審議において、投票用紙は送付するものの、後で退会扱いとなった場合は、その者の投票及びその者への投票を無効とすることが再確認された(14. 規約改正最終案について(2)を参照)。

10. 企画委員会から

- ・網谷委員長より、浅羽祐樹氏を企画委員会に加えることが提案され、承認された。
- ・同じく網谷委員長より、2014年度研究大会における共通論題「政党政治と民主シーの現在」及び分科会5題の提案が行なわれ、審議の結果、承認された。

11. 年報掲載論文の他言語での出版について

- ・遠藤編集委員長より、年報掲載論文と同じ内容の論文を他言語で他の媒体に発表することを執筆者に認めるかどうかという問題提起が行なわれた。審議の結果、日本比較政治学会年報で先に発表した点を付記することを条件に認めることが承認された。但し、ルール化に先立ち、年報を刊行しているミネルヴァ書房に対し事務局から確認をとることとした。
- ・他言語で先に公表したものを年報に日本語で発表することの可否については今回の理事会では決定しないこととされた。したがって、もしそのような申し出があった場合には持ち回り理事会に諮ることになった。

12. オンライン・ジャーナルについて

- ・磯崎理事より、オンライン・ジャーナル

WGによる調査・立案の報告がなされた。審議の結果、本学会ウェブサイト上に渉外委員会がアップロードしていく態勢で発刊し、将来、必要に応じてJ-Stageへの掲載を検討するという方針の下、オンライン・ジャーナルを刊行することが承認された。

- ・付随する論点について審議が行われ、(1) ジャーナルの閲覧は学会員に限らず広く認める、(2) 書誌情報上、オンライン・ジャーナルは定期(当年度に1回)の刊行とするが、査読をパスした論文から随時advanced accessを可能にする、(3) メーリングリストにおいては新規論文が公開される度に周知し、ウェブサイト上では定期(当面、年に1回)のオンライン・ジャーナル刊行時にまとめて広報する、ことが承認された。

13. オンライン・ジャーナル編集・査読体制検討WGについて

- ・平島常務理事より、編集・査読・投稿のルールや誌名(日本語・英語)を立案するために、オンライン・ジャーナル編集・査読体制検討WGを設置することが提案され、承認された。
- ・同じく平島常務理事より、このWGを堀江理事(座長)、鶴飼健史会員(早稲田大学)、日野愛郎会員(早稲田大学)、松尾秀哉会員(聖学院大学)で構成することが提案され、承認された。

14. 規約等改正最終案について

- ・大串会長より、規約等改正WGがこれまでの理事会の審議を踏まえて作成した改正案の説明がなされた。審議の中で、以下の二点が合意された。

(1) 退会の申し出に理事会が対処しにくい時期については、理事会が退会処理を事務局に委任する。

(2) 選挙の年の3月末に3年間会費未納で退会となる者の理事選挙への参加については、2006年4月の理事会において、その者の投票を無効とする旨の決定がなされ、歴代の選挙管理委員会はそのように処理してきたが、その趣旨を明文化し、役員選出規程第2条に「ただし、投票最終日時点で会員でない者による投票と、その者への投票は無効とする。」という但し書きを付け加える。

改正案は、(2)の変更を加えた上で、承認された。

- ・大串会長より、規約等改正案はニューズレターを通じて会員に周知することが提案され、承認された（本ニューズレター「日本比較政治学会 規約等改正案とその趣旨」9～16ページ参照）。
15. 会費割引制度について
- ・平島常務理事より、オンライン・ジャーナル刊行に伴う費用が未知数であるため、今回は割引額の提案を見送った旨の説明がなされた。
16. 理事交替年の6月の理事会の時間帯について
- ・大串会長より、理事交替年に、6月の段階から新理事会が実効的に機能できるよう、研究大会中の理事会の時間設定を再検討することが提案され、複数の選択肢が提起された。審議の結果、現理事会と次期理事会を大会1日目に2時間弱で行い（11：30～12：10に現理事会、12：10～13：10に次期理事会）、2日目の昼休みに次期理事会を行う（新理事が総会で承認される前なので、次期理事会の決定内容は次回理事会で追認する）ことが承認された。
17. 監事からの指摘事項について
- ・平島常務理事より、今年4月の会計監査に際して監事より提起された検討事項（1）研究大会開催費の渡切費の使途報告を受けるときではないか、（2）アルバイトの単価を設定すべきではないか、（3）運営委員の負担削減と会計業務の正確を期すために事務委託先に出納業務を任せるときではないか、について、事務局の検討結果が報告された。（1）については、領収書の添付等を伴わない簡単な会計報告を開催校が理事会に提出することをルール化する。（2）については、業務内容が多様なのであえて単価を決めないこととする。（3）については、公益法人化の問題や任意団体のガバナンスの問題に留意しつつ長期的に検討する、との報告があり、審議の結果、承認された。
18. 年報掲載論文の個人ホームページへの転載について
- ・平島常務理事より、年報掲載論文の執筆者が同論文の個人ホームページへの転載を希望した場合、「出版社の同意があれば、学会として掲載を拒否しない」という方針が提案され、審議の結果、承認された。また、所属機関リポジトリ以外の第三者のホームページへの転載については、所属機関リポジトリへの転載についての本学会のルールと同様、「著者と出版社の同意があれば、学会として掲載を拒否しない」という方針を取ることが承認された。
19. 2009年度以降の学会年報pdf版の扱いについて
- ・平島常務理事より、2009年と2010年の年報について、JSTないし本学会のサイトで公開するかどうかの検討が提案された。2008年度以前の年報の登載と公開はJSTの事業として、その負担によって行われたものであった。審議の結果、2009年度以降の年報をJSTのサイトで公開する場合の学会としての負担や手続きを、まず事務局が確認することが申し合わされた。
20. 研究大会中に地震があった場合の対応について
- ・平島常務理事より、研究大会中に地震があった場合の対応指針として、本年度の開催校（神戸大学）が策定した下記の要綱を、学会として採用することが提案された。
 - （1）司会者は事前に避難経路を確認しておく。地震の際は、適宜必要性を判断して避難誘導を行なう。
 - （2）開催校理事から指示があった場合はそれに従う。
 - （3）研究大会を再開するか中止するか判断は会長が行なう。審議の結果、承認された。
 - ・運用としては、企画委員長が各司会者に要綱の内容を周知することが決定された。また、具体的な避難経路について、大学に情報があるのではないかという意見が出され、次回研究大会の開催校理事が大学に問い合わせることになった。
21. 次回理事会の日程について
- ・平島常務理事より、次回理事会については、来年4月12日に東京大学で開催することが提案され、承認された。

先端研究の現場から（8）

選挙ガバナンスの比較研究

大西 裕（神戸大学）

きっかけは、10年ほど前におこなった韓国の中央選挙管理委員会への訪問であった。

当時私は日韓共同研究というプロジェクトのうち、政治社会チームのメンバーであった。韓国の政党・選挙を調査するために、資料の豊富な選管を訪ねたのである。韓国の役所は、日本と違って研究者の調査に非常に協力的で、このときも歓待された。ただ何より驚いたのは、韓国の民主化において選挙管理委員会が重要な役割を果たしたという、選挙管理委員会の強い自負と、実際に有している強い権限である。選挙管理なんて、まともにできて当たり前で極めて地味な作業であり、研究対象として考えてみることもなかったのが、韓国政治における選管の位置は不思議であった。

選管の研究は、このときの衝撃に基づいている。友人たちと相談して研究プロジェクトを立ち上げたのは6年前、民主化過程における韓国選管の特殊性を研究することが、当初の中心的な目的であった。しかし、本格的な調査を始めるやいなや、初期の認識は根本的に誤りであることに気づかされる。それは次の3点である。

第1点は、選管の世界において、韓国は特殊な存在ではないということである。世界各国の選管は、大きく3つに分類される。韓国のように意思決定機関である選挙管理委員会と政策実施機関である選管事務局がいずれも政府から完全に独立している独立モデル、逆に完全に政府の一部である政府モデル、意思決定機関は独立しているが実施機関は政府の一部ないしは政府から人員が派遣されている混合モデルである。独立モデルをとる国は半数を超え、日本のような混合モデルはむしろ少数派である。

第2点は、選挙管理は地味な世界ではないことである。不勉強であったというしかないが、実は選挙管理を含めた選挙ガバナンスは、21世紀に入って国際的に研究が活性化している、比較政治学の重要分野であった。選挙管理のあり方が、民主化や民主主義の質に影響を与えているという研究がこの頃次々と出されていた。そしてそれは途上国でのみ話題となることでもなかったのである。選挙管理が地味な行政的実践にとどまるとの認識は、日本のそれに強く影響されたものに過ぎなかった。

第3点は、日本の選挙管理は制度的には公正性を保障するものとは言えないことである。選挙管理委員は議会が選び、事務局は事実上首長部局の一部であるので、選管が管理すべき議員や首長の影響を選管は受けやすい。海外の選管では、この点を考慮して、選管委員には司法官や複数の政党代表者が入るなど、不正の疑いがもたれないよう構成に工夫

がなされているが、日本の場合はそれもない。こうした制度の下で日本人が選挙結果を信頼しているのは奇妙であった。

独立モデルが多く採用されているのも、同じ理由からである。選挙管理のあり方、制度のあり方は、選挙結果に影響を与えうる。それゆえ、政府や議会から独立させ、政治家から干渉がない形にしておくのが望ましいのである。

選管のあり方は、選挙にどのような影響を与えているのか、選管構成員などの制度は、どのような要因によって決められるのか。『選挙管理の政治学』（編著、有斐閣）をまとめた後に、研究の焦点が、韓国ではなく、国際的な比較、日本における制度の運用の調査分析に向かうのは必然であったように思う。3年前から、選管研究は第2期に入り、国際比較と自治体間比較を併走させている。まだ中間段階だが、新しい知見とさらなる疑問が生まれてきている。

国際比較を行う中で今問い直しているのは、モデルの伝播である。政治家との関係を考えれば、独立モデルが望ましいというのが、先行研究が教えるところであるが、民主主義が古い国ほど、独立モデルをとることが少ない。先進国はもちろんであるが、途上国でもこの傾向があるのかもしれないのである。独立モデルを推奨する理論や国際機関の動きに引きずられて、モデルの伝播が起こっているのかもしれない。それが、本来民主主義が定着している先進国での独立モデル化を進めている可能性がある。

自治体間比較では、昨年全国の市区町村選管にアンケート調査を行った。明らかになってきたのは、国内における選挙管理の多様性である。一般的に選管実務者は、選挙管理は全国均一でどこでも同じと考えているが、どうもそうでもないのである。例えば、選管委員を選ぶのに政党間のバランスを考慮するところもあれば、政党の色を出さずに地方名望家から選出するところもある。選出主体も、議会の他、選管事務局、さらには首長部局の関与を認めるところすらある。

現在私が最も驚いているのは、今年の1月に行った、一般有権者を対象としたアンケート調査の結果である。この研究を行うにあたって、公平性を保障するとは言えない制度でありながら、日本人は選挙管理に対する信頼感が高いという前提を有していた。アンケート調査はその確認の意味合いもあったのだが、結果は大きく異なっていた。選挙違反取り締まりの公正性については半分しか信じておらず、開票作業の公正性にも2割が疑問を呈し、さすがにあり得ないと考えていた二重投票についても16%があり得ると考えているのである。なお、選挙管理委員会の信頼性については、44%が分からないと答え、ありとする回答は42%である。

いずれも、業界の常識を覆すようなことばかりである。今後分析を進めていくが、一つ確実に言えるのは、選管の研究は、地味の極みどころか、その逆だということである。

会員の異動

*名簿アンケートおよび入会申込書において名簿掲載可とされた項目について、2014年2月10日時点での異動を掲載しています。名簿アンケート未返送の会員および名簿掲載の可否を選択しなかった会員については、職名、所属機関住所以外の情報を掲載しておりません。なお、前号では、学協会サポートセンターのミスにより、2013年6月の理事会で入会が承認された会員の記載が欠けておりました。お詫び致しますとともに、今号に掲載させていただきます。

(HP上では省略)

事務局からのお知らせ

1. 現在、当学会の理事選挙が行われております。学会にとって大事な選挙ですので、お忘れなく投票をお願い申し上げます。なお、規約により昨年10月30日現在の会員が選挙権と被選挙権をもつこととなります。これに該当されるにもかかわらず、万一、3月31日までに投票用紙がお手元に届かない場合には、本号掲載の選挙管理委員会からのお知らせをご参照の上、同委員会までご連絡ください。
2. 2014年度の研究大会は、6月28日(土)・29日(日)に東京大学本郷キャンパスで開催される予定です。是非今からご予約おき頂きたいようお願い申し上げます。
3. 今年度も、報告ペーパーは学会ホームページからのダウンロード形式で配布致しますので、ご留意をお願い申し上げます。詳しくは、開催校・東京大学から別途5月ごろにお送りする予定の大会パンフレットをご覧ください。
4. 近日中に事務委託先から新年度の会費納入のお願いを差し上げます。添付されるご案内にも記載されておりますが、送金先は以下の通りとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(省略)

5. 会費納入や年報などの送付物、あるいは名簿記載事項などについてお尋ねやお届けをされる場合は、事務委託先の学協会サポートセンターまでご連絡下さい。連絡先は下記の通りです。

〒231-0023 横浜市中区山下町194-502
学協会サポートセンター 「日本比較政治学会」係
TEL : 045-671-1525 FAX : 045-671-1935
Eメール : scs☆gakkyokai.jp

その他の件については、学会事務局（東京大学）にご連絡下さい。

6. 現事務局によるニューズレター発行は今号が最後になります。この場をお借りしまして、会員の皆様のご支援ご協力に厚く御礼申し上げます。6月の任期終了まで、変わらぬご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

日本比較政治学会ニューズレター 第32号 2014年3月

日本比較政治学会 Japan Association for Comparative Politics

〒113-0033

東京都文京区本郷7-3-1 東京大学社会科学研究所 平島健司研究室気付

FAX : (03) 5841-4905

Email : jacp☆j.u-tokyo.ac.jp

ホームページ : <http://www.jacpnet.org/>